

平成 20 年 1 月 23 日
監理課建設業担当

経営事項審査の審査中止期間について

平成 20 年度の経営事項審査改正に伴い、茨城県の経営事項審査の日程が変更になります。下記の事項について、ご注意ください。

記

1 改正経営事項審査の施行が平成 20 年 4 月に予定されております。これに伴うシステム調整等のために、平成 20 年 3 月から平成 20 年 4 月上旬までの期間は、経営事項審査を実施いたしません。

2 現行制度における経営事項審査の受審は、平成 20 年 2 月 26 日（火）までとなります。3 月以降は原則受審できませんので、審査中止期間中に経審切れとならないよう、ご注意ください。

なお、大臣許可業者の方については 2 月 19 日（火）が受付最終期限となります。

【参考】平成 20 年 2 月の審査日程

2/5、2/7、2/12、2/13、2/14、2/19、2/21、2/26（締切）

3 審査中止期間において合併・譲渡・分割等の特殊な経営事項審査の必要がある方は、別途監理課建設業担当までご相談ください。

4 新制度による経営事項審査の受付は、平成 20 年 4 月以降に開始となります。審査日程及びハガキによる受審請求開始の時期については、決定次第ホームページ上に公表しますので、しばらくお待ち下さい。

5 改正後の経営事項審査に係る提出書類・提示書類等については、別途ホームページ上に掲載します。公表までもうしばらくお待ちください。